

評議員の報酬等の支給基準

社会福祉法人春香会定款第8条に定める評議員の報酬等の支給基準について、下記のとおり定める。

記

- 1 評議員は無報酬とする。
- 2 ただし、評議員がその職務を行うために要した費用は、「社会福祉法人春香会評議員等旅費規程」により支給することができる。